

業務委託における個人情報に関わる契約書

業務委託に当たり、(甲)社会福祉法人梅寿会と(乙) _____ は業務委託における個人情報に関わる契約を結ぶ。

第1条(目的)

甲は、乙に対し、甲の入所者及び利用者等に対する _____ 業務(以下、これを「本件業務」という。)を委託し、業務遂行に係る個人情報保護について、乙と以下の契約を結ぶ。

第2条(個人情報保護法等の遵守)

甲及び乙は、本件業務を巡る個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)及びその他の個人情報の保護に関する法令等(以下これらをあわせて「個人情報保護に関する法令等」という。)、厚生労働省ガイドラインを遵守するものとする。

第3条(受領個人情報に関する守秘義務)

乙は、本件業務のため、甲より開示を受けた入所者及び利用者等の個人情報(以下、まとめて「受領個人情報」という。)について保持に注意を払い、本契約期間中のみならず、本契約後も第三者に漏らしてはならない。

第4条(本件業務における受領個人情報の取扱い)

乙は、本件業務に関し、甲から開示を受け又は知得した受領個人情報の利用及び保管に関し、これを適切に行うべき責任を負うものとする。

乙は、乙の取締役又は従業員のうち、乙が事前に書面にて指定し、甲がその開示を書面にて承認した者(以下「開示対象者」という。)に対してのみ、受領個人情報を開示し又は知得させるものとする。

乙は、開示対象者に乙が負担する本契約第3条、本条及び第9条所定の各義務を認識させ、これを遵守させることについて責任を負うものとし、これらの者から誓約書又は同意書への署名・押印を取り付けた上で甲に提出するものとする。

乙は、受領個人情報について、甲による同意を得た場合を除き、写真の撮影、複写、その他写しの作成を一切行わないものとする。

乙は、受領個人情報につき他の情報と分離し、特定の収納庫に保管するものとし、開示対象者以外の者が受領個人情報に接触できぬよう措置を行う。また、乙は、本件契約に基づき甲より開示を受け又は知得した受領個人情報を、甲による事前の同意なしに下記所在の乙の事務所以外に持ち出さないことを約する。

事務所 島根県益田市高津並びに久城町の各施設

第5条(報告及び立入り調査)

甲は、受領個人情報に関する前2条規定の義務に関する履行状況について、随時乙に報告を求めることができる。

甲は必要に応じて、第4条の義務の履行状況を確認するため、同条第5項に定める乙の事務所及び事業所等に立入り、必要な調査を行うことができる。

第6条(受領個人情報が漏えいした場合などにおける通知義務)

乙は、甲より開示され又は知得した受領個人情報について、漏えい、窃取、滅失、き損などの事件

又は事故が生じた場合には、速やかに甲に通知しなければならない。

甲及び乙は、前項の場合にその対応について協議するものとする。

第7条（受領個人情報漏えいした場合などにおける損害賠償義務）

受領個人情報に関し、乙の責に帰すべき事由により、漏えい、窃取、滅失、き損などの事件又は事故が生じ、甲に損害が発生した場合には、乙は甲のこうむった損害の全てについて賠償すべき義務を負う。

第8条（解除）

乙に、下記各号の一に該当する事由が生じたときは、甲は何らの通告催告を要せずして委託契約を解除するとともに、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。

乙が契約を履行しないとき。

乙が受領個人情報取扱いに関する義務に違反したとき。

第9条（契約終了後の受領個人情報の取扱いについて）

乙は、前2条の規定により本契約が終了した場合、受領個人情報を甲の要求に従って速やかに返却するものとする。複写・写しがある場合には全て破棄するものとする。

乙の負担する第3条及び第4条の義務は本契約が終了した後も存続する。

第10条（裁判管轄）

本契約に関し、紛争が生じた場合には、益田地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

甲及び乙は、本契約の規定に関する解釈上の疑義又は規定のない事項については、信義誠実の精神に基づき、別途協議して解決する。

平成 年 月 日

(甲) 住 所 益田市高津四丁目6番40号

法人名 社会福祉法人梅寿会

理事長 秋吉征司

(乙) 住 所

事業者名

代表者